

古代カンボジアの王権と *droṇ vraḥ* (神の区域)(I)

石 沢 良 昭*

Études d'Histoire Angkorienne (I)

Les rapports concrets entre Pura (domaine temporel)
et Droṇ Vraḥ (domaine du dieu)

par

Yoshiaki ISHIZAWA

Ces ont pour objet la corrélation historique du monde avec le monde divin, c'est-à-dire l'évolution historique de la coexistence de l'opposition parmi les rois, les vassaux et les religieux depuis le Préangkor jusqu'au début angkorien d'après l'épigraphie cambodgienne (VI^e-IX^e siècles).

Les rois préangkoriens n'étaient que les protecteurs des villes (Pura) que plus tard les souverains d'Angkor transformeront en unités administratives (Pramān, Viṣaya), mais ils admettaient le domaine divin (Droṇ Vraḥ) comme séparé du domaine temporel (Pura) et prescrivaient par leurs ordonnances de faire la distinction entre les biens du dieu et ceux des Pura. Ce sont les religieux (Paṃnos) qui en ce domaine accomplissaient les sacrifices rituels et qui, tant que en chef, dirigeaient les affaires en disposant des nombreuses donations faites à cet effet par le roi et les particuliers. Les Paṃnos, exclusivement clercs, n'avaient pas de titre ni de nom propre, ce qui les différenciait des autres fonctionnaires religieux et des brahmanes. Les organisations religieuses s'étendaient aux villages du dieu (Sruk Vraḥ) lesquels fournissaient les prestations au culte et jouissaient certainement d'une autarcie économique sous l'autorité des Paṃnos.

I 問題点として

6世紀から7世紀前半にかけて、メコン河中流域に興った真臘(クメール)は、徐々に南下して下流域の扶南を滅ぼし、メコン河からトンレ・サップ湖にわたる広大な肥地へ進出していく。¹⁾ 碑文史料によれば、当時の真臘は地域単位「pura」を基盤とした政治体制を持っていた

* 聖マリアンナ医科大学(旧称東洋医科大学)

1) Coëdès, G. 1964. *Les États Hindouisés d'Indochine et d'Indonésie*. (nouvelle ed.) Paris. pp. 125-133, 137-144, 161-164, 177-179.

が、²⁾ 王権の消長に応じて pura の動向は従属的または独立的な傾向を見せていた。つまり、王権の弱体とそれに伴う後者の傾向により、8世紀に国内は分裂し、9世紀になって再統一がなされた。P. Dupont 氏は、³⁾ 次代の Angkor 期と対比して、この時代が、「un amalgame de territoires (地域領地の連合体)」であったと述べている。このような Préangkor 期は、未成熟ではあるが、各分野において特異な史実を醸成しながら、Angkor 期に向けて数々の原初的な骨組みを見せている。

Préangkor 期の史料は、⁴⁾ 主として古クメール語および梵語の刻文である。数多くの碑文は、vā・ku 以外の諸 titre を保持した特定の個人が、それぞれの神（寺院）に対して行なった篤信行為の事跡であり、信仰および寄付に関する伝達が目的で作成・奉納された文書である。碑文は、そうした意味で特殊な事柄の集積でしかないわけであるが、逆に宗教についての様々な記録に偏重している碑文の性向を捉えて、宗教に携わる人たちが、一般の人たち、特に王を頂点とする世俗の人たちと、政治・経済・文化の面でどのような人的・物質的關係を持っていたかを検討してみたい。

宗教的・精神的権威の人たちは、当時の社会の宗教・文化の担い手であり、生活規範の制定者の立場にあったが、王をはじめとする諸 titre 保持者たち (kñum を除く) から多大の財貨の施与を受けて宗教活動をしていた。王および地域の支配者たちは、こうした権威者を保護・援助・優遇していた。これに応じて、宗教者たちは、寄進行為の正当性を称え、功德の裏付けを述べることによって、世俗の権力者の信仰的欲求を満たしていた。

こうした「聖」と「俗」の関係を分析していくと、当時の政治的枠組「pura」の地域に「droṇ vraḥ (神の区域)」が併存し、そこは宗教者が活動する神・ācrama の場であって、一般の pura と異なる特別の区域であったことが判明する。本稿において、こうした聖域と王権の構造を考察し、当時の社会における宗教権威の人たちの特別な地位と身分を捉えて、神・ācrama の場（寺院）の責任体制を究明する。神の場（寺院）の存立の源泉となる財貨をめぐる、

2) 金山好男, 1965. 「カンボディア・プレアンコール期の Pura に就いて」『カンボディア管見』東京, pp. 3-26.

3) Dupont, P. 1955. *La Statuaire Préangkorienne*. Ascona (Suisse) : P. Dupont 氏は Angkor 期の政治形態を “une centralisation progressive du royaume” と述べている。pp. 9-10, 71-112. (本書を以下 “La Statuaire” と略記する)

4) Coëdès, G. 1937-1966. *Inscriptions du Cambodge* (Collection de textes et de documents sur l'Indochine, III), 8 vols. Hanoi-Paris. (本書を以下 “IC” と略記する) 「K.」は G. Coëdès 氏がカンボジア碑文につけた記号であり、「K.」のあとに記す数字は碑文番号である；Barth, A. et Bergaigne, A. 1885-1889. *Inscriptions sanscrites de Campâ et du Cambodge*. Paris. (本書を以下 “ISCC” と略記する)；最近では C. Jacques 氏が G. Coëdès 氏の亡きあと碑文研究を継承している：Jacques, C. 1971. “Études d'Épigraphie Cambodgienne, VI”, *Bulletin de l'École Française d'Extrême-Orient*, Tom. LVIII, pp. 163-176. (本誌を以下 “BEFEO” と略記する)；また同誌には C. Jacques 氏により “*Inscriptions du Cambodge*” Tom. VIII の追補が載せられている。そこには K. 1006 から K. 1050 までの新しい碑文が登録してある：Jacques, C. 1971. “Supplément au Tome VIII des Inscriptions du Cambodge”, *BEFEO*, Tom. LVIII, pp. 177-195.

「聖」・「俗」のトラブルは当時の所有の厳格な考え方の一端を露呈すると同時に、一般の財貨と区別される神の財貨および寺院の経済特権がその背景にあったことを浮彫りにしている。さらに今まで詳解されていない財貨の寄進もしくは存置形態を示す「*saṃ paribhoga*」および「*pre siddhi*」を検討・分析し、寺院の財貨の在り方とその権利関係を併せて考察し、史料の矛盾を指摘する。

本稿は、未だ中央集権までに至らない地方の政治権力者・世俗の有力者たちと、これを取りまく宗教権威の人たちとの間の相互依存および対立関係を探り、世俗（非宗教）と宗教に関連する諸問題を取りあげ、未分化であった「教権」と「俗権」の動態を論じ、古代カンボジア史解明の鍵の一つとしたい。

Ⅱ Pura・Sruk・Āçrama の区域

Préangkor 期は、「pura」（梵語碑文では *nagara*）が地域単位として重要であった。「pura」とはもとは梵語で「城・都市・町」を意味するが、金山氏の分析によれば、⁵⁾ Préangkor 期の碑文に書かれている *pura* は、この意味と異なり、ある一定の領域をもった城市とその周辺を指す地方の政治単位を意味していた。

pura は用語としてそれだけでも使われているが、⁶⁾ ここで扱う多くの *pura* は、「地名＋*pura*」の形の *pura* であって、Angkor 期の地名そのものとして使われている「……*pura*」とは意味が異なる。⁷⁾ 確かにこうした Préangkor 期の *pura/nagara* は、Īçānavarman を「揺ぎなき *tri* (3) *nagara* (城市) の力強き *bhoktr* (保護者)」として挙げているごとく、⁸⁾ 王の保護下にあった重要な政治拠点ということになる。

碑文には *pura* より小さな単位として、*sruk*（梵語碑文では *grāma*）があり、⁹⁾ 「村」を意味する。Angkor 期では、*visaya/pramān* (郡) の下にこの *sruk/grāma* が存在するが、¹⁰⁾ Préangkor 期では *pura* と *sruk/grāma* の上下関係を示す碑文が少ない。だが、西 *Bàrày* の

5) 金山好男、『前掲書』pp. 3-5; Mahendrevārman の碑文には、「*vijitya nikhlān deçān* (すべての国 [=地方] を征服したのち)」とあるが、この *deça* (国=地方) はここで扱う *Pura* と同じ意味に考えてよいだろう (K. 377 II 節 *IC* vol. V pp. 3, 4)。

6) K.53 19節 *ISCC* (XI) pp. 68, 71; K.151 V 節 *BEFEO*, Tom. XLIII, pp. 6, 7.; K.81 A 8-9 節 *ISCC* (I), pp. 13, 17.

7) K.806 XVIII 節 *IC* vol. I p. 108: Angkor 期では「*Yaçodharapura*」を地名そのものとして使用している。

8) K.80 II 節 *IC* vol. VI p. 3; Bhattacharya, K. 1964. "Le Vocabulaire des Inscriptions Sanscrites du Cambodge", *BEFEO*, Tom. LII, pp. 53, 54. "bhojaka (218)" の項目参照 (以下本稿を "Le Vocabulaire" と略記する)

9) K.904 B 13, 17行 *IC* vol. IV, p. 60: 碑文の "*jmaḥ gi sruk taṃṇā* (*Taṃṇā* の *sruk* [複数] の名前) の中に「*Devagrāma*」の名前があげられており、*sruk=grāma* の証となる。

10) Cœdès, G. et Dupont, P. 1943. "Les stèles de Sdōk Kāk Thom, Phnom Sandak et Prāḥ Vihār" *BEFEO*, Tom. XLIII p. 104 n. 9 (以下本書を "Les stèles de Sdōk Kāk Thom" と略記する)

碑文には、「Somyapura にあるすべての神の *sruk*」という記載もあり、¹¹⁾ また別の碑文にある「*sruk Bhavapra* (*Bhavapura* の *sruk*)」の記事から考えて、¹²⁾ *pura* に属するいくつかの *sruk* が在ったことになり、従属関係を示していると思われる。それらの *sruk* には持主があった。同じく西 *Bàrày* の碑文中にある「*Mratāñ Dhanasvāni* の *sruk*」という例、¹³⁾ *Sambór Prei Kūk* の碑文で「*Mratāñ* [某] の *sruk*」があり、¹⁴⁾ 「神の *sruk*」などから、¹⁵⁾ *sruk* は持つことができたし、同時にそれを神に寄進することができた。この *Mratāñ* の *titre* の保持者は、世俗の諸権限を持ち、*pura* などの要職に就いている人であるところから、間接的に *pura* に従属する *sruk* ということになるだろう。さらに、*Āḍhyapura* に *Varadagrāma* が属したかどうか不明確であるが、¹⁶⁾ その *Āḍhyapura* の統治を王から任された人の別名を「*Varadagrāma* の主」と書いてあり、*pura* の長であったと同時に *grāma* の主でもあった。以上のごとく、*sruk* は *pura* に属していたと考えてよいだろうし、Angkor 期と同様に *Préangkor* 期においても *pura-sruk* の上下関係があったものと思われる。

pura と *sruk* の場について考えてみる。*Préangkor* 期の *pura* は、政治的にまとまった地域単位を指し、碑文の内容からは自給自足的な経済の場が想定できる。

Āḍhyapura の長 *Simhadatta* は、¹⁷⁾

「[*Simhadatta* は] その *prabhu* (主) であったのに、*Kuṭumbin* (家長たち) からその *ārāma* (園地) の *ucita* (正当な) *āk[a]ra* (賦租) の *dāna* (上納) を取ることなく、それにより [彼らを] *pūrṇa* (満足な) 状態においた。」

と述べている。*pura* には *ārāma* (園地・庭園) があって、*ārāma* における収穫物が課税の対象となっており、*Kuṭumbin* (家長たち) がその *ākara* (税) を免除してもらったという。別の碑文では、¹⁸⁾ 梵語文中の「*kṣetra* (土地)・*ārāma* (園地)」のことをクメール語文の中で「*tpal*」と述べ、砂糖きびや椰子・檳榔樹などの栽培地・樹林を指していると思われる。*Prāsāt Kōmpō'n* の碑文には、¹⁹⁾

「*Abhayapura* の稲田の産物 [=所有物]: *aṃrah* (*kñuṃ* 長) 9 *vā*, 15 *ku*, 2^a *me*, 14 *kon ku*, *slā* (檳榔) 60本, *ton tem* (椰子) 140本」

とあり、*pura* には *kñuṃ* の耕す稲田があり、檳榔・椰子の樹林があったとすれば、当然 *pura*

11) K.904 B 15-16行 IC vol. IV p. 60; K.582 3-8行 IC vol. II, pp. 200-201:「*āvāsa* (住地)」は *sre* (田) と対置されて書かれているから「*sruk* (村)」の一部を構成していると思われる。

12) K.939 7行 IC vol. V, p. 56.

13) K.904 A(11-14)行 IC vol. IV, p. 61.

14) K.438 12行 IC vol. IV, p. 27.

15) K.44 B 11-12行 IC vol. II, p. 12.

16) K.54, 55 II(XIV 節) IC vol. III pp. 160, 163.

17) K.53 20節 ISCC (XI), pp. 67, 71.

18) K.9 25, 27-28, 28-29行 IC vol. V, pp. 36-38; K.571 IC vol. I, p. 146 n. 6 参照。

19) K.357 8-12行 IC vol. VI pp. 41, 42.

の都市内部に展開されるものではなく、*pura* の近隣にこうした農村風景があったと考えるほうが無理がない。また、*pura* の近隣には未開地もあった。*Tăñ Krañ* の碑文の中に、²⁰⁾「野蛮人たちの住む場所で、恐ろしい森に満ちた *Dhruvapura*」とあり、*pura* の周辺にはこうした自然のままの森林があったことになる。また同碑文は、*Dharmapura* の内部の様子について述べ、「*Çrimad Āmrātakeça* と呼ばれる (神)、*vipra* (バラモン) たちの *çāla* (囲い地)、*Sarasvatī*, 救済院、池、湖」などがあった。²¹⁾ *pura* には、*pura* の長などの支配者、*Kuṭumbin* を中心とする住民、バラモン・宗教者、田地を耕す *kñum* などが住み、*ārāma* (園地)・*sre* (稲田)・椰子や檳榔樹がその付近にあり、未開の森もすぐ側にあったのである。その *pura* には、いくつかの *sruk* が付属していた。*sruk* は *pura* よりも小さな単位であるが、その付近は *pura* と同様の景色が展開している。*Çitikanṭheçvara* 神に捧げられた *sruk* には、*kñum tamve sre* (稲田を耕す *kñum*)、*cmaṃ damriṇ* (栽培場の番人)、*gvāl* (家畜の番人)、*tmur* (牛)、*krapī* (水牛)、14カ所の *sre* (稲田) などがあった。²²⁾ さらにはっきり *sruk/grāma* のことを、「*bhṛtya* (奴隷)・牛・水牛・*ārāma* (園地)・*kṣetra* (田地)に満ちた *Çākatīrtha* という名の *grāma* (村)」と述べている碑文がある。²³⁾ また別の碑文には、²⁴⁾「*Poñ Vinayakīrti* から得た田」および *kñum* を神に施与しているが、その *Poñ* はいろいろなところに田を持っていたが、その中に「*ai sruk sanre* (村にある[田]……*sanre*)」があったと書いている。*sruk* には田地だけでなく、「*ai sruk* (村には) 檳榔樹400本と椰子20本」があったと述べている。²⁵⁾ さらに *sruk* には「*çāla tnaḥ*」なる農牧地らしきものもあった。²⁶⁾

「*Kvāndha* [*sruk* のリストあり] …… (などの) 村々 (*sruk*) には *çāla tnaḥ* があり、また *Kamratāñ Bhagavat Pāla* の *çāla tnaḥ*, それに *Īcānapura* にも *çāla tnaḥ* がある。

(そこにある) 牛・水牛・田・栽培場を *Mratāñ Durgasvāmi* が……」

とあり、*çāla* は「囲い地」の意味であるが、*tnaḥ* の意味は不明である。²⁷⁾ *tnaḥ* は、他の碑文に「*vnāk tnaḥ* (*Tnaḥ* のグループ)」とか、「*vraḥ tnaḥ* (*tnaḥ* の神)」と載っており、²⁸⁾ 一定の広さをもった区域やそこに住む人に関係がありそうである。だから、「*çāla tnaḥ*」が家畜・田地・栽培場などの土地を示すようであり、これが *sruk* や *pura* に付置する収穫の場とい

20) K.725 XIV 節 *IC* vol. I pp. 7-12.

21) K.725 VIII-IX 節 *IC* vol. I, pp. 9, 11.

22) K.155 II (1-19) 行 *IC* vol. V, pp. 66-68: 「*damriṇ*」は「耕地・栽培地」の意味であるが、それは *driṇ* (現代カンボジア語 *tro'ñ*) = 「蔓の野菜のための竹製蔓棚」から派生したものと思われる (*IC* vol. III, p. 161, n. 4.)。

23) K.604 XI 節 *BEFEO* Tom. XXVIII, p. 44.

24) K.910 11-12行 *IC* vol. V p. 40.

25) K.6 5-6行 *BEFEO* Tom. XXXVI, p. 6.

26) K.438 11-16行 *IC* vol. IV, p. 27.

27) *IC* vol. V, p. 15, n. 5; *IC* vol. IV, p. 27, n. 1.

28) K.51 14行 *IC* vol. V, p. 15; K.562 1行 *IC* vol. II pp. 196, 197.

うことになるだろう。以上のごとく, pura および sruk には, sre (稲田)・kṣetra (田地) の耕地, damriṇ (栽培場)・ārāma (園地)・ṣāla (囲い地) の農牧地があり, 家畜や樹林もあり, kñuṃ たちが従事していた。厳密に言うならば, pura には地方の一定の支配地域を指す政治単位として広い意味での pura と, 人口の密集した城市そのものを指す生活の場・居所としての pura とがあったことになるかもしれない。つまり, 幾つかの sruk を含めて広大な耕地・農牧地・kñuṃ・各種の財貨, それにかなりの人口があり, 政治・経済・社会の点でまとまった地域単位を意味するのは, 前者の pura である。当然のことであるが, そこには神々を祀る大小の寺院・祠堂・僧房などがあったが, 碑文ではこれら宗教関係の区域を「droṇ vraḥ(神の区域)」(梵語では「deva(神)の bhūman(区域)」)と言って,²⁹⁾ pura のそれと区別している。この pura は後者の pura を指している。Loṇvêk の碑文では,³⁰⁾ わざわざ Jayavarman I の命令をもって droṇ(区域)のことに触れている。

「神々は Kamratāṇ Tem Krom の droṇ vraḥ(神の区域)を saṃ paribhoga(共同で使用する)が, Samudrapura の droṇ(区域)と vom saṃ(共に使うことはない)。」と述べて, vraḥ(神)の区域と pura のそれとははっきりと区別されていたことを示している。同じく Jayavarman I の命令を記載した Prāh Kūhā Lūoṇ の碑文では,³¹⁾ 神の財貨(bhūti)は「Çreṣṭhāçrama に smaṃ(併せ), Dhanvipura と vom saṃ(共に使わない)」と書かれていて, droṇ vraḥ(神の区域)と同様に神の財貨も一般の pura のそれと区別されていたのであった。

Mratāṇ Maheçvarasvāmi は,³²⁾ Bhīmeçvara 神に kñuṃ(奴隷)・damriṇ(栽培地)・cpar(園地)・家畜などを施与して, さらに,

「bhūmi vraḥ(神の土地): 東および東北には Nāga の給水口, 南には grāmapāla(村の守護者), 西および西南には crī……, 西北および北には Revatī(?)…12…Gaṅgāpura の」と記して, 神の土地の境界を明示し, 神への帰属を告示している。ただ神の区域の中に grāmapāla(村の守護者)がいるところから,³³⁾ 神の土地の中にも神の grāma/sruk があったと考え

29) 「droṇ」は Préangkor 期にだけ見られる語句であるが, G. Coedès 氏は, タイ語(krasuong=綴字 kraḥdravaṇ)から類推して, ある特定の区域もしくは管轄される広さを意味すると述べている(IC vol. II, p. 117 n. 9)。しかし, 同じ droṇ でも, 単なる繋詞または「…と共に」の意味に用いられている場合がある(IC vol. III p. 161, n. 3; IC vol. V, p. 15, n. 1; IC vol. V, p. 36, 15行)。7世紀の Vāt Phu の碑文には Jayavarman I の ājñā(命令)をもって「devasya bhūmaṇḍalesv(神の領域の区域)」のことが述べられている(K.367 5節 BEFEO, Tom. II pp. 238, 240)。

30) K.137 3-4行 IC vol. II, pp. 116-117.

31) K.44 B(2-4)行 IC vol. II, pp. 11-12.

32) K.562 24-25行 IC vol. II p. 197.

33) 「grāmapāla」の用例は, Préangkor 期の碑文の中でこの碑文(K. 562)のみに載っている。Angkor 期では, 2個の碑文の中に見えるが, それは si の titre を持つ奴隷の grāmapāla(K.99 Sud 13行, Nord 3行 IC vol. VI pp. 109, 110)および他の役職者と並記されている grāmapāla(K.71 18, 20行 IC vol. II, pp. 55-57)である。

られる。

D56の碑文では,³⁴⁾ *Pañcarā* に在る「〔数カ所の〕 *āçrama* と同じ *dron vrahh* (神の区域)」と述べられており、いくつかの *āçrama* と同じく一定の広さをもった聖域のことを「神の区域」といつている。こうした神の領域や神の土地には、「*sre vraḥ* (神の田)」および「*sre āçrama* (*āçrama* の田)」があり,³⁵⁾ *Pràsàt Nāk Buos* の碑文には、

「V. K. A. *Çrī Çivapāda* のための土地 (*bhūmi*) を囲う王の命令 (*ājñā vraḥ*)」³⁶⁾ があって、境界を挙げている。神の土地や神の区域を確保し、他の土地と明確に区別するため、しばしば *ājñā vraḥ* (王の命令) をもって告示している。*Çrī Jayadevī* は *Bhaveçvara* 神に銀壺と同じ値の土地を捧げたが、³⁷⁾

「その他に〔*Jayadevī* は〕功德の多きことを願って川の北側にある耕して *ārāma* (園地) にした土地 (*bhūmi*) を神に贈った。」

という。王は命令を布告して、一般の *pura*・*sruk* とは別に、一定の広さをもった「神の区域」を公認していた。そこは境界が明示された「神の土地」であり、神・*āçrama* にはっきり帰属する田地や *ārāma* (園地) であった。碑文ではこうした神の区域・土地のことを「*kaṃluṅ kūḍya* (〔神の〕境内)」とも述べて、³⁸⁾ 世俗の区域とは異なる域内であることを示している。

Sambór-Prei Kūk の遺跡は、*Īçānavarman I* 治下の *Īçānapura* であったことがそこから出た碑文により確認できたが、当時の *Īçānapura* は住民の居住する都城と宗教区域(石造寺院群)から成り立っていたと思われる。³⁹⁾ *P. Dupont* 氏によれば、扶南の都 *Aṅkor-Bórēi* 遺跡は、都城址であって、その北数キロの *Phnom Dà* に寺院遺跡があり、そこが聖域であったという。⁴⁰⁾ 王の命令をもって *pura* と、神・*āçrama* の領域・土地・財貨を区別したのは、*Āḍhyapura* の長が *ākara* (賦租) を取っていた例のように、⁴¹⁾ *pura* の長の権限下にある *pura* とははっきり引き離されて考えられていたことを意味したのだろう。神の区域の規模は大小があり、そこが経済・社会的にほかと区別された特殊な場所を形成していたと考えられる。

pura は地域の政治単位としての意味に使われているが、実際にそこには *pura* の長が統轄する生活の場としての *pura* と、その *pura* と一体的になりながらも宗教の場としての聖域があった。この時代においては、こうした生活区域と神の場が数多く見られた。

次に問題となるのは、*sruk* と宗教区域の関係である。*Pràsàt Prām Lovèn* の碑文では、⁴²⁾

34) K.728 2行 *IC* vol. V, pp. 83-84.

35) K.41 6行, 10行 *IC* vol. VI, p. 33.

36) K.341 *Piédroit Nord* 1-2行 *IC* vol. VI, pp. 23-26.

37) K.904 A VII 節 *IC* vol. IV, p. 54.

38) K.728 3行 *IC* vol. V, pp. 83-84; K.6 2行 *BEFEO* Tom. XXXVI p. 6.

39) *Sambór-Prei Kūk* の碑文解説 *IC* vol. IV, p. 4.

40) *Dupont, P. "La statuaire"*, pp. 22-25.

41) K.53 20 節 *ISCC* (XI) pp. 67, 71.

42) K.6 5-6行 *BEFEO* Tom. XXXVI p. 6.

Mratāñ Çucidatta の 寄進の中に、

「sruk には400本の slā (檳榔樹)と20本の toñ (椰子), vraḥ (神)の〔土地には〕20本の toñ (椰子)」

があったと述べている。この碑文内容は、sruk と vraḥ (神)の土地があらかじめ区別されていて、それぞれに樹林が与えられている。前述の pura と sruk の関係から、この sruk は pura に付属するものであり、当然 kñuṃ・田地・家畜・各種の樹林があって、生産活動が行なわれていたと思われる。しかし、前述の西 Bàrày の碑文の「sruk vraḥ ta ai somyapura (Somyapura にあるすべての神の村)」の内容は、⁴³⁾ pura に付置している一般の sruk とは異なる「sruk vraḥ (神の村)」なるものがあったことを示している。一般の sruk が持主から神に献供されて、寺院(神)の sruk となったのだろう。つまり、Çākatīrtha という名称の grāma には、bhṛtya (奉仕者=kñuṃ), go (牛), mahisa (水牛), ārāma (園地), kṣetra (田) などがあって、その grāma/sruk を創建者が神に寄進したという例がこれである。⁴⁴⁾ 神の sruk が特に設けられた理由は、Phnom Bàyàn の碑文の中で Utpanneçvara 神とその寺院の外壁について述べたのち、⁴⁵⁾

「この奥の院〔寺院〕の維持のために、Satragrāma がつくられ、その境界とその……が与えられた。」

と記し、sruk/grāma は寺院の宗教活動に必要な物貨を供するために創設されたのである。具体的に言うならば、祭祀に必要な供物・用具および聖職者・祭式補助者の食糧・生活必需品を生産・提供するために設けられた。そうした sruk の機能について Prāḥ Kūhā Lûon 碑文は、⁴⁶⁾「神の pūjā (祭祀)を執り行なうために sruk vraḥ (神の sruk) への paribhava (供給)⁴⁷⁾を司る ānak (人たち)」のことを述べ、神の sruk は寺院の祭式を支障なく行なうために必要な供物・生活用品・食糧など各種の物貨を供したことになる。pura には、世俗の生活の場であった pura の領域と、pura と隣接して神(āçrama)の区域が存在したが、それぞれ両区域の下位単位として一般の sruk と神の sruk があったことになる。

889年、登位の Yaçovarman I は100あまりの āçrama を建設し、命令(çāsana)を添記しているが、そこは宗教の場であると同時に教育の場の役割を果たしていた。⁴⁸⁾

世俗の区域とはっきり弁別されていた神の区域(droñ vraḥ)は、王の認許をえて形成された宗教の場のことであろう。そこには神に帰属する土地・財貨があり、日常の宗教活動の拠点であった。そこはそうした活動を支えるため自給自足的な生産・収穫の場を形成していた。

43) K.904 B (15-16) 行 IC vol. IV, p. 60.

44) K.604 XI 節 BEFEO Tom. XXVIII, pp. 44-46.

45) K.483 XXVI 節 IC vol. I, pp. 253, 255.

46) K.44 B (10-12) IC vol. II, pp. 11, 13.

47) 「paribhava」は梵語「paribhū」の古い意味の「供給を執り行なう」人々を指すのかもしれない(IC vol. II p. 13 n. 13)。

48) Coedès, G. "Les États Hindouisés", p. 208; K.279 D 6 節 ISCC(LVI) pp. 424, 430.

kñum (4 *vā*・4 *ku*) を配置する碑文では、数カ所の *āçrama* と *vrah*（神）の寺院の規模に応じて *klaḥ*（何人かずつ）寄進しているが、こうした *āçrama* および *vrah* に関する宗教の地域をまとめて、*pura* の世俗の区域に対して、神（*āçrama*）の区域と呼ばれている。⁴⁹⁾

Ⅲ 王 権 の 構 造

碑文には王（権）について数多くの記載がある。王は当時、「*nagara*（=*pura*）の力強い *bhoktr*（保護者）」であり、⁵⁰⁾ 同時に「*jagadrakṣaṇadaksīṇaḥ*（世界を守護することに長けている人）」で、自らを「*Sahasrākṣa* (*Indra*)」と考えていた。⁵¹⁾ 王を讃える頌文によれば、「大洋に囲まれた大地は王 *Çri Jayavarman* により統治され、⁵²⁾ 王は「*patir āsīn mahībhṛtām*（大地の保護者たちの主）」であり、⁵³⁾ 「勝利はこの神の化身になった王 *Jayavarman* に帰す」と述べている。⁵⁴⁾ 王こそは「*vijitārātimaṇḍalaḥ*（その敵たちの集団に打ち勝った者）」であったが、⁵⁵⁾ その敵（*ari*）というのは、*Prom Prāḥ Vihār* の碑文の中に *Bhavavarman I*（もしくは *II*）が、⁵⁶⁾

「*vijitya yaḥ kṣitipatin*（大地の主たちを打ち破ったのちに）」

並ぶ者のないほどの権限を与えられたという。各地の *kṣitipatin*（大地の主たち）が王の敵であった。*Bhavavarman* 王はこの敵を征討し、王権をより強力なものにしたのであろう。*Kdēi An* の碑文では、⁵⁷⁾ 「*tyaçetānyabhūbhujaḥ*（大地のほかの王たちを凌駕した）」人が *Jayavarman I* であったと書いている。そして、「（その王の）*çāsana*（命令）は止むことなく屈服した *nṛpati*（王たち）によって遂行されていた」と述べているが、碑文の損壊で命令の詳細な内容は不明である。⁵⁸⁾ これとほぼ同じ文面を載せている *Bàsēt* の碑文では、⁵⁹⁾ *Jayavarman I* の姿相を浮彫りにして、

「その *ari*（敵）を *çās*（懲罰する）人で、*mahī*（大地）を *mahībhṛt*（託された人）〔王〕は、先祖伝来の土地を統治し、他の大地の *ji*（征服）によって大きくなった。」

と記している。つまり、王は *ari*（敵）である各地の大地の主たちおよび大地の王たちを討ち、

49) K.726 (18-12) 行 *IC* vol. V, pp. 78, 80 および同碑文 p. 80 n. 1; K.44 B(2-4)行 *IC* vol. II, pp. 11-13.

50) K.80 II 節 *IC* vol. VI, pp. 4, 5.

51) K.49 II 節 *IC* vol. VI, pp. 7-8 ; K.493 II 節 *IC* vol. II, pp. 149, 150 : 王が「*Pākaçāsana* (*Indra*)」のようであると述べている。

52) K.134 I 節 *IC* vol. II, pp. 92-93.

53) K.81 A 2 節 *ISCC* (XI) pp. 12, 16.

54) K.725 III 節 *IC* vol. I, pp. 8, 10.

55) K.493 II 節 *IC* vol. II, pp. 149, 150.

56) K.733 II 節 *IC* vol. I, p. 4.

57) K.54, 55 XI 節 *IC* vol. III, pp. 160, 163.

58) K.134 I 節 *IC* vol. II, pp. 92, 93.

59) K.447 V 節, VII 節 *IC* vol. II, pp. 194, 195.

それに屈服した王たちは、Jayavarman I の *çāsana* (命令) を忠実に実行していたことになる。王は、大地を *mahibhrt* (託された人) で、こうした *ji* (征服) によって各地の抗敵勢力を平定し、徐々に王の権威を確立していったのである。また、王はこのような屈服した王たちの王でもあり、諸王の中の王 (*rājendra*) にほかならなかった。⁶⁰⁾ 王は、各地の政治勢力 (*pura*) を従えていたが、「*Tāmrapurī* の卑しい王」を打ち滅ぼしたことがあるごとく、⁶¹⁾ 時には服従しない *pura* を征討することもあったようであり、王権はこうした地域拠点 *pura* の保護者・後見人的機能を持っていた。それは *pura* の支配者が、世襲および任命の場合どちらも王の同意と承認を必要としたことから明らかである。⁶²⁾

当時の王の居城および勢力範囲など王の権力のさまざまな内実は、きわめて不明確な点が多い。前述のごとく *Īçānavarman I* は3カ所の *nagara=pura* の *bhoktr* (保護者) であった。⁶³⁾ しかし、「*Tāmrapurī* の卑しい王」を討った時の武勲によって新しく *Tāmrapura* の長となった者は、*Īçānavarman I* の下ですでに三つの *pura* の長であったという。⁶⁴⁾ これは *pura* 自体の大小にもよるが、王はこうした *pura* の数カ所を支配する強力な *pura* の長ということになるかもしれない。王の実力は判明しづらいが、王に関する記録が *Préangkor* 期では多く梵語によって書かれ、さらに諸神と併記してあることから王権がより神秘的な色彩を帯びていたことはいうまでもない。また逆に、*Angkor* 期のような大がかりな治水事業や都市・大伽藍の造営が国家的規模で行なわれていなかった点を考えると、伯仲した政治勢力が各地に分散していたと思われる。⁶⁵⁾ 王権が *pura* の保護者・後見人的な役割を持っていたのは、王のこうした政治的実力にその一因があるように思える。王に関する碑文から見た当時の政治は、*pura* を核とした地域自営的な体制であり、王権の強くない威光によるゆるやかな横のつながりを持った連合的な形態であった。

両 *Angkor* 期を通じて、王および王族の人たちの名前は、語尾に「*varman*」の語句を付けており、一部の碑文では王の名前を法名で記している。⁶⁶⁾ しかし、*Préangkor* 期では梵語文の王の *titre* は、たいていの場合「*rājā çrijayavarmmeti* (王 *Çri Jayavarman*)」とか、また「*çriçānavarmmmā nṛpati* (*Çri Īçānavarman* 王)」と書いてあり、⁶⁷⁾ その前後に仰々しく讃辭が記されている。さらに、王の名前に「*deva*」の語句を付け加えて、⁶⁸⁾ 聖なる名前としてい

60) K.60 3節 *ISCC* (VI) pp. 40–42.

61) K.60 B節 *ISCC* (VI) pp. 41, 43–44.

62) 金山好男、『前掲書』p. 16.

63) K.80 II節 *IC* vol. VI p. 3.

64) K.60 4節 *ISCC* (VI) pp. 41, 42.

65) Dupont, P. “La statuaire”, pp. 9, 10.

Dupont, P. 1946. “Études sur l’Indochine ancienne, II. Les débuts de la royauté angkoriennne,” *BEFEO*, Tom. XLVI, pp. 172–173.

66) *ibid.*, p. 168.

67) K.493 II節 *IC* vol. II, pp. 149, 150.

68) K.60 2節 *ISCC* (VI) pp. 40, 42; K.80 IV節 *IC* vol. VI p. 45. (*Tāṇ Vidyādeva*)

たが、Angkor 期にはそれが高位高官やバラモンにまで拡大して適用された。⁶⁹⁾

クメール語文では、王には「*Vrah Kamratāñ Añ*」の titre を前置している。この titre は神々および高官の人たちのそれと同じであった。⁷⁰⁾ だが、こうした王・高官と神々の titre 共用は10世紀末まで続くが、921年の *Kòh Ker* の神 *Tribhuvaneçvara* の titre が「*Kamrateñ Jagat Ta Rājya*」といわれるようになってから、王・高官と神々の titre が分化しはじめた。⁷¹⁾

さらに *Jayadevi* の titre は、「*dhūli jeñ vrah kamratāñ añ*」となっているが、⁷²⁾ これは9世紀後半には *Indravarman* および *Yaçovarman* の両王が同じ titre を使用している。⁷³⁾ Angkor 期には、この titre と類似した「*dhūli vrah pāda dhūli jeñ vrah kamrateñ añ*」が王の titre となっている。⁷⁴⁾ このように、王の titre を見ていくと、Préangkor 期から Angkor 期初期にかけての共用・継承・類似が明らかである。

碑文用語の点では、梵語は主として神・王・創建者の祈願・讃辭・重要事項の記載・呪咀など宗教に關した高尚な内容を伝えている。古クメール語は一部が梵語と重複するところもあるが、王の命令・寄進・財貨・境界などの具体的な数字や内容を記している。しかし、古クメール語は大部分が主文の梵語文の追記のような形式でしか使われていない。これは古クメール語が碑文の第二用語であった証にほかならないが、9世紀から10世紀にかけて語彙や文構造の飛躍的な発展が見られ、⁷⁵⁾ 法律と年代記の分野でそれが特に著しい。Préangkor 期には、梵語の高度な記載内容に対して、クメール語文は王の名前も明記せず、「*ājñā vrah kamratāñ añ* (王の命令)」が文頭に書かれ、その命令の詳細が以下に掲げられているにすぎない。⁷⁶⁾ この「*ājñā*」の語句は主として Préangkor 期に用いられているが、11世紀にまでその例が見られる。⁷⁷⁾

69) Angkor 期では王のことを「*Kambujabhūmideva*」とも呼んでいる (K. 364 I 節 *BEFEO* Tom. XII p. 9) *Indravarman I* をクメール語文で「*Indravarmadeva*」(K.809 *piédroit nord* 3行 *IC* vol. I, pp. 41, 46) および *Yaçovarman* を「*Yaçovarmadeva*」(K.713 B 1行 *IC* vol. I, pp. 22, 28 ; K.164 B 20-21行 *IC* vol. VI, pp. 97, 98) と呼んでいる。
K.211 I 節 *IC* vol. III, p. 27 (= *Deva Çri Yogiçvarapāṇḍita*)

70) 例えば王・神・バラモンの3者に「*Vrah Kamratāñ Añ*」の titre を使っている (K.904 A(18, 19, 28)行, B(13, 26-28)行 pp. 58-63)。また, *Bhavavarman I*, *Mahendravarman*, *Īçānavarman I* の3王にも同じ titre を使用している (K.149 3-2行 *IC* vol. IV, pp. 28, 30)。; 「*Vrah Kamratāñ Añ*」の titre は以下「V. K. A」と略記する。

71) K.184 *IC* vol. I, p. 48 ; cf *BEFEO* Tom. XXXI pp. 12-18.

Cœdès, G. 1948. *Pour mieux comprendre d'Angkor*, Hanoi, pp. 49-50.

72) K.904 A(15, 27)行 *IC* vol. IV, pp. 55-62.

73) *Indravarman* については K.809 (2-3行 *IC* vol. I, pp. 41, 46) と K.923 (*IC* vol. IV, p. 40) に載っており, *Yaçovarman I* については K.713 (B 1行 *IC* vol. I) に載っている。ほかに *Yaçovarman I* は「*dhūli vrah pāda*」だけの titre も持っている (K.878 1行 *IC* vol. V, p. 89)。

74) K.164 A (2-3)行 *IC* vol. VI, pp. 97, 98 などに見られる。

75) Cœdès, G. et Dupont, P. “*Les stèles de Sdōk Kāk Thom*” pp. 75-76.

76) 石沢良昭, 1971. 「古代カンボジア史研究 [III] — Préangkor 期の *Kñum* について —」『帯広大谷短大紀要』8号 p. 56 注22「王の命令」に關する碑文参照。

77) K.878 6行 *IC* vol. V, p. 89 (896年) ; K.958 *Piédroit Sud* XIX 節 *IC* vol. VII, pp. 143, 145 (10世紀) ; K.85 6行 *IC* vol. VII, pp. 28, 29.

Angkor 期では主に「vrah çāsana (王の命令)」が使われているが、Préangkor 期にも梵語文中にその用例がある。⁷⁸⁾ こうした王の命令に関する「ājñā」・「çāsana」の語句は Préangkor 期から Angkor 期前半にわたって一つの継続を示している。

Dharma (法) の守護者である諸王は,⁷⁹⁾ 特に Préangkor の王たちは「ājñā (命令)」を個人や宗教機関に宛てて出している。その命令は、寺院に pre siddhi (専有する権利) を認める告示,⁸⁰⁾ 寄進財貨を他の寺院と共同で使用する (saṃ paribhoga) こと,⁸¹⁾ 寺院が果たすべき任務および寺院の規則,⁸²⁾ などに関する指示であった。寺院は、碑文に載っている多大の寄進財貨とさまざまな人の援助によって、信仰の護持、寺院そのものの維持・運営・供物や宗務およびその関係者の食糧などの確保がなされていたわけである。しかし、王の命令は、神の区域・財貨が pura のそれと異なることを記載したが、⁸³⁾ それは寺院およびその聖域が, pura で実施している ākara (現物の賦課祖) などの負担から免除されるための措置ではなかろうか。⁸⁴⁾ 王の命令は pura の長などの管轄地域から寺院を引き離しているという。⁸⁵⁾ それは、寺院が財政上の特別な立場を享有していたことを示唆しているにほかならない。

王は pura の保護者・後見人的役割を果たしていたが、その権限の詳細ははっきりしない。しかし、ājñā vrah (王の命令) が神の区域に届き、これに特殊な社会的立場を与えていたことは確かである。すなわち、寺院 (神の区域) を一般の pura と別に取り扱ったことは, pura に課せられている様々な義務 (例えば賦課祖・夫役など) から区別されていたことになり、こうした措置は、当時の王の威光をのぞかせている。そして、王の titre は Préangkor から Angkor 期初期への連続性を示している。

78) Mestier, H. 1967. "Ajñā, Praçasta, Çāsana" *Journal Asiatique* Tom. CCLV pp. 375-382 (以下本誌を "JA" と略記する); Lewitz, S. 1971 "Recherches sur le vocabulaire Cambodgien (VII)", *JA* Tom. CCLIX, p. 135.

Préangkor 期の用例: K. 134 I節 *IC* vol. II pp. 92, 93 (781年); K. 447 V節 *IC* vol. II p. 194, 195

79) Sahai, S. 1970. *Les institutions politiques et l'organisation administrative du Cambodge ancien* (VI^e-XIII^e siècles), Paris pp. 30-31 (以下本書を "Les institutions" と略記する); Mahendravarman はすべての deça (国=地方) を征服ののち, vṛsabha (Nandin) の像を建立したが, vṛsabha 像は dharma(法)の確立を意味するという。(K.377 II節 *IC* vol. V, pp. 3, 4; K.440 Nord. XXXIV 節 *IC* vol. IV, pp. 8, 11)。

80) K.90 Partie droite du linteau 1-4行 *IC* vol. V, pp. 26-27; K.44 B(2-4)行 *IC* vol. II pp. 11-12; K.904 B(13-27)行 *IC* vol. IV pp. 60, 62-63; K.49 13-15行 *IC* vol. VI, pp. 7-9; K.66 A 8-9行 *IC* vol. II, pp. 52-53.

81) K.137 3-4行 *IC* vol. II, pp. 115, 117; K.426 1-5行 *IC* vol. II, pp. 121-122; K.563 (7-8)行 *IC* vol. II, pp. 198-199; K.561 II節 34-35行 *IC* vol. II, pp. 39-44.

82) K.341 4-9行 *IC* vol. VI, pp. 24-25; K.44 A (III-IV)節 *IC* vol. II, pp. 11-12.

83) K.137 3-4行 *IC* vol. II, pp. 115-117; K.44 B(2-4)行 *IC* vol. II pp. 11-12.

84) K.53 20節 *ISCC* (XI) pp. 67, 71.

85) Lingat, R. 1949. "L'influence juridique de l'Inde au Campa et au Cambodge d'après l'épigraphie," *JA* Tom. CCXXXVII pp. 286-287; Sahai, S. "Les institutions", pp. 147, 148.

IV *dvija* (バラモン) および *pamnos* (僧)

次に「聖」と「俗」の関係を当時の社会構造の中で考えてみる。摘記するならば、王権を直接支えた *Mantrin・mātya* (大臣) をはじめとする王室の臣僚たち、統治に直接・間接に関与した *Mratāñ・Poñ* など *titre* を持った人たち、軍事を担当する *Sahasravargādhpati* (千人の軍士の長) などの関係者、経済の面から奉仕した *Dhānyākarapati* (穀物庫の長) などの人たち、*kula* (家族) を中心とした被支配層の住民たち、家産と同じに扱われた *kñum* (奴隷) の人たち、それにこれから問題として取りあげる宗教的・精神的権威の人たちがいた。⁸⁶⁾

カンボジアに対するインドからの知的投影は、その碑文が梵語で書かれていることだけを捉えても重層・定着ぶりがうかがわれるが、その中で特に *Préangkor* 期は、インド的要素が濃厚であったという。⁸⁷⁾ こうした交流の担い手の中核は、祭式執行の特権と知識の独占をもつバラモンたちであった。651年の *Añ Srah Thāt* の碑文では、⁸⁸⁾ 梵語文の *dvija* (バラモン) の *Ananta* が古クメール語文の *Mratāñ Anantasvāmi* に一致する。

また、「*Durgasvāmi* という名前の *Daksināpatha* (デカン) 生まれの *brahman*」(梵語文) に対して、「*Vrah* (神) への *Mratāñ Durgasvāmi* の寄進」(古クメール語文) という例もある。⁸⁹⁾ それに *Jayavarman I* の娘 *Çobhājāya* (= *Jayadevi*) と結婚したインド人 *dvija* (= *Mratāñ*) の *Çakrasvāmi* のこと、⁹⁰⁾ *Dharmapura* に住むバラモン *Dharmasvāmi* の家系から「*rāja* (王) に敬愛される数多くの *puruṣa* (人) が *jata* (誕生) した」ことなど、⁹¹⁾ 王(族)との結びつきが中心であった。*Mratāñ* の *titre* は王が授与した世俗の敬仰的な *titre* であり、⁹²⁾ 王はバラモンを侍臣に任命していた。さらに、バラモンたち (*brāhmaṇa*) が王の命令に背く者を罰すると述べ、そのバラモンには王・神と同じ「*Vrah Kamratāñ Añ*」の *titre* が付けられていて、⁹³⁾ 当時社会的地位がかなり高かったことを示している。バラモンは、このように世俗の権力機構なるものに加担していた。王はバラモンの社会的影響力を政治的に利用し、王権体制に組み込んでいったと考えられる。

これとは別に、宗教儀礼を本務とするバラモンたちがいた。*Kurāk Kloñ Vyādhapura* が

86) 石沢良昭, 前掲書 (*Kñum* 論文) pp. 41-62; 同 1971. 「カンボジア *Préangkor* 期の諸 *titre* について」『東南アジア研究』9巻1号, pp. 89-135.

87) Sahai, S. "Les institutions", pp. 7-14, 149-150; Bhattacharya, K. 1961 *Les Religions brahmaniques l'ancien Cambodge d'après l'Épigraphie et l'Iconographie*. Paris, p. 169. (以下本書を "Les Religions brahmaniques" と略記する)

88) K.910 2-3行 *IC* vol. V, pp. 39, 40.

89) K.438 III, IV節 11行 *IC* vol. IV, p. 27.

90) K.904 A(II-IV)節 A(16, 18, 20, 28の各行), B 12行 *IC* vol. IV, pp. 58-62.

91) K.725 IX節 *IC* vol. I, pp. 9, 11.

92) K.149 2-3行 *IC* vol. IV, pp. 28-30.

93) K.904 28行 *IC* vol. IV, pp. 60, 63.

liṅga を建立したとき、「dvija (バラモン) たちがそれに Rudramahālaya という名前をつけた」とあり,⁹⁴⁾ 新 liṅga の命名に関与していた。前述の Dharmasvāmin の家系は, pura で崇められている Āmrātakeṣa 神の hotar (祭司) 職に就いていたという。⁹⁵⁾ また627年の Sambōr-Prei Kūk の碑文では「deva (神) への奉仕を王から指名された Pāṣupata 派の dvija (バラモン) は, 末世まで寺院の収受を得るだろう」と述べて,⁹⁶⁾ 宗務を司るバラモンでも王権と結びついていることが分かる。これらのバラモンは, 本来的な職務の祭祀をもっぱら執り行なっていたのであった。このほかに, Veda を熟知した敬虔な dvija Nāga の彫像建立,⁹⁷⁾ vipra (バラモン) Ṣridharasvāmi の神への寄進,⁹⁸⁾ dvija Vidyādivindvanta の Ṣambhu 神への奉献,⁹⁹⁾ āgarntu (外国人) の dvija のことなどが碑文に載っている。¹⁰⁰⁾ しかし, これらのいずれの碑文も部分的であるためにバラモンの活動内容は判明しないが, 神・祭儀との繋がりは切り離せないようである。バラモンには, 主として世俗社会で政治的活動をする者と, 本来的な祭式執行に専務する者と二つのグループがあったが, どちらも王権体制にいろいろな意味で結びつく側面を持っていた。これは宗教的・精神的権威というバラモンの社会的属性に起因するものであろう。

バラモン以外にも, 燈明を掲げて信仰生活を営んでいた聖職者たちがいた。その人達は「deva-yājaka (神の供儀者)」¹⁰¹⁾ といわれる「paṃnos (僧)」および「tāpasa (苦行僧)」¹⁰²⁾ などであった。「paṃnos」は, Jayavarman I 治下より碑文に多く現われてくる語であり, その活動ぶりは,¹⁰⁴⁾ 「paṃnos gi ta tve pūjā vraḥ kamratāñ añ (神への信仰を強くもつ僧)」および「paṃnos ta pos ta gi noḥ vnaṃ vraḥ kamratāñ añ (神の寺院で役務を行なう僧)」として碑文の中で述べられている。また, 「paṃnos paṃjuḥ vraḥ kamratāñ añ (神の paṃjuḥ

94) K.109 III-IV節 IC vol. V, pp. 41-44.

95) K.725 IX節 IC vol. I, pp. 9, 11.

96) K.604 XII節 BEFEO Tom. XXVIII pp. 45, 46; Pāṣupata 派はカンボジア碑文に見える2大シヴァ派の一つであり, もう一派は Ṣaiva 派である (Battacharya, K. "Les Religions brahmaniques" p. 43)。

97) K.589 I節 IC vol. III, pp. 129, 130.

98) K.761 A 1 節 IC vol. VII pp. 102, 103.

99) K.13 8 節 ISCC (V) pp. 31-38.

100) K.77 II 節 IC vol. V, pp. 47, 48.

101) K.81 A(32-33) 節 ISCC pp. 8-21 (I).

102) K.44 B(8-9)行 IV節 IC vol. II, pp. 11-13 Prāḥ Kūhā Lūon の碑文 (K. 44) では tāpasa (梵語文) と paṃnos (古クメール語文) が載っているが, 両語は文脈上から, また前者が古クメール語文に載っている碑文 [K.689 B 3, 5 行 A8行 IC vol. VI, pp. 47, 48] もあることから, 別々に書き出した。

103) 「Paṃnos (僧)」は, 「Pos (僧になる)」から派生した語である。「Pos」は Angkor 期では「Pvās」, 現代カンボジア語では「Buos」に変化した: Note linguistique, IC vol. II, p. 3 et p. 13 n. 10; Guesdon, J. 1930 Dictionnaire Cambodgien-Français, Paris p. 1025.

104) K.44 B(8-9)行 IC vol. II, pp. 11-13.

「意味不明」の僧)」¹⁰⁵⁾ や「*paṃnos ta pjuḥ* (*pjuḥ* 「意味不明」の僧)」¹⁰⁶⁾ もいた。ほかに「*paṃjuḥ vraḥ* (神の *paṃjuḥ*=僧?)」とか、¹⁰⁷⁾ 「*paṃnvas ta pjuḥ* (*pjuḥ* の僧)」¹⁰⁸⁾ などがいた。さらに、「*paṃnvās^acas* (老僧)」¹⁰⁹⁾ および「*paṃnvās kulapati* (高僧)」は¹¹⁰⁾、寺院内の諸事を取締る責任者であり、僧侶たちの指導者であったようである。以上が *paṃnos* (僧)階層であって、彼らは宗教上の理由からと思われるが、個人名を持っていない。当時の社会では、王・王の代行者・侍臣・軍人・司法関係者・社会経済的な要職に就いている人などは必ず身分・職稱・位階などを「*titre*+名前」の形で碑文に記している。また、*paṃnos* (僧)の下で諸労役をする *kñuṃ* (奴隷)でも、*vā・ku* の *titre* が付いた個人名を持っているが、この *paṃnos* だけは名前を持っていない。¹¹¹⁾ *titre* は一つの社会集団における秩序の表現であり、同時に社会組織の各部分の具体的な証であるが、*titre* のない *paṃnos* は、こうした *titre* の保持者と区別される社会的特殊性を持っていたことを考えないわけにはいかない。*titre* 保持者は、篤信の具現として多大の財貨を神に献納したが、財貨を神に代わって受領する *paṃnos* は、寄進者の信仰的欲求を満たし、諸貨の供奉を正当化していた。その意味で施与は、実質的に *paṃnos* の宗教活動および生活基盤を支えていた。*paṃnos* は、*titre* の点から考えても、また日常の篤信に応じて信教に専念する特別な社会成層であったことがわかる。しかし、*paṃnos* は寄進者の信仰を扱うところから世俗の諸権とは無関係であり得なかった。

ほかの宗教者およびその関係者には、*devapūja* (神の祭儀)を掌り、¹¹²⁾ かつ *vipra* (バラモン)から敬われている「*yati* (苦行僧)」¹¹³⁾ 儀式をする「*muni*」¹¹⁴⁾ *Naravarānagara*に住み、王の命令を伝達する「*sādhū* (尊者)」および2人の「*bhikṣu* (仏教徒?)」¹¹⁵⁾ などが梵語文に記載されており、仏教(小乗)の「*pu caḥ añ* (「わが老師」の意味)」¹¹⁶⁾ 王族出身の仏教者「*rājavihāra*」¹¹⁷⁾ 祭式補助者の「*sabhā*」¹¹⁸⁾ などのことが古クメール語文に、また

105) K.18 25行 *IC* vol. II, pp. 147, 148 ; K.154 B7 行 *IC* vol II, pp. 124, 125 ; K.127 10行 *IC* vol. II, pp. 89, 90 ; 「*paṃjuḥ*」の語は意味が不明である : *IC* vol. II, p. 90 n. 2.

106) K.728 3行 *IC* vol. V, pp. 83, 84 et p. 84 n. 3.

107) K.145 4行 *IC* vol. VI, p. 72.

108) K.124 19, 21行 *IC* vol. III, pp. 171-174 : 「*paṃnvas ta pjuḥ*」は明らかに「*paṃnos paṃjuḥ*」と同じ意味の語句であり、*Prāsāt Kōk Pō* 碑文 (*BEFEO* Tom. XXXVII, p. 413) の「*paṃjuḥ*」に一致する : *IC* vol. III, p. 173 n. 4 ; アンコール期では「*paṃnvās*」は *Śiva* 派の僧に用いられた : *IC* vol. II p. 67 n. 5.

109) K.341 Nord 9行 *IC* vol. VI pp. 25, 26.

110) K.341 Sud (4-5)行 *IC* vol. VI, pp. 24, 25.

111) 石沢良昭, 前掲書(諸 *titre* 論文) pp. 89-90.

112) K.439 *Piédroit Nord VIII* 節 *IC* vol. IV p. 32.

113) K.981 I 節 *IC* vol. VII, pp. 155, 160.

114) K.652 I 節 *IC* vol. V p. 55 ; K.22 III 節 *IC* vol. III pp. 144, 145.

115) K.49 VI, III, IV 節 *IC* vol. VI, pp. 6-8.

116) K.163 II 3 行 *IC* vol. VI pp. 100-101 ; K.49 11-12 行 *IC* vol. VI pp. 7-9 ; 同 p. 9 n. 1.

117) K.389 C 2, C 11 行 *IC* vol. VI, pp. 78, 79.

118) K.154 12 行 *IC* vol. II, pp. 123-125.

当時の宗教諸派の教化活動は碑文および彫像などからその輪郭を知ることができるが、全期を通じて Çivaliṅga の信仰が盛んであった。Harīhara, Viṣṇu 女神の信仰が盛衰し、Brahmā 信仰もあった。7 世紀前には大乘が盛況だったようであるが、小乗もあった。¹²¹⁾

神の区域 (droṇ vraḥ) が世俗の生活区域と区別されて存立していたことは、すでに述べた。D56 の碑文には、¹²²⁾ 「droṇ vrahh doṇ gi āçrama ai pañcarā (Pañcarā にある〔数カ所の〕 āçrama と同じ神の区域)」と書いてあり、神の区域と āçrama は同じ宗教の場所のことであり、どちらも神に関係した領域であることは自明の理である。しかし、別の碑文では、「sre vraḥ (神の田)」と「sre āçrama (āçrama の田)」を弁別して書いてある。¹²³⁾ また、kñuṃ (奴隷) の配属先が「vraḥ (神)」と「āçrama」になっているところから、¹²⁴⁾ ある種の区別・違いがあったと思われる。さらに、前述の D56 の碑文では、神の区域に「kaṃluṇ kūḍya (〔神の〕 境内)」があったと記されている。¹²⁵⁾ そして、Cochinchine から出た碑文には、¹²⁶⁾ 「V. K. A. Mūlasthāna 神の kaṃluṇ kūḍya (境内) にある V. K. A. Çri Puṣpava-ṭasvāmi 神)」とあり、この境内にはもう一つ別の神が安置してあった。āçrama が幾つもあったことは、ārya (尊き) 人 Vidyādeva が新 āçrama を創建したとき、¹²⁷⁾ 「(4カ所の)

127) K.80 IV 節 IC vol. VI, pp. 4-5.

āçrama より優れた僧たちが参集したこの (*āçrama*)」と誇らしげに語っている。限られた史料の範囲内でいえることは、*āçrama* が幾つもあったこと、神の区域には *kaṃluñ kūḍya* (境内) があり、神々を併祀していた。史料では数カ所の *āçrama* について述べているが、神の区域 (*dron vrah*) を複数で扱っていないことを考えるならば、前者は寺院・祠堂を中心とした信仰の場だけを指しているようであり、後者は *āçrama* を含めた社会・経済的な広がりをもった神に所属する地域を表わすものと思われる。こうした聖域のことを「神・*āçrama* の場」と呼ぶことにしたい。¹²⁸⁾

āçrama の場は、王・侍臣・諸 *titre* 保持者 (*vā・ku* を除く) などから不動産を含めて多大の財貨を受領していたが、それは宗教的使命を容易に達成するために世俗的な富財を活用することが現実に必要なことを意味している。そして、こうした供奉諸貨を実際に収納した *pamnos* (僧) たちは、これをもって寺院の維持・運営にあたっていた。つまり、祭儀および日常生活に必要なものは、その神の *bhūmi* (土地) から、また神の *sruk* (*grāma*) から供給を受けていた。¹²⁹⁾ 611年の *Aṅkor Bōrēi* の碑文で貴顕 *Poñ Uy* は、¹³⁰⁾

「*Poñ Uy* は *Kpoñ Kamratāñ Añ* 神に *kñuṃ* (4 *vā*・2 *ku*・1 *kon*), *tmur* (牛) 60頭, *krapī* (水牛) 2頭, *vave* (山羊) 10頭, *toñ tneṃ* (椰子) 40本, *Aṃpoñ* にある *sre* (田) 2 *sanre* などを施与する。」

と書いてあり、これら財貨が神(寺院)のために使用されたのである。一つの神の場がどれくらいの家産を保有していたかは詳しく分からないが、しかし、寄進者はその功德を願って当時の社会における重要で、かつ価値の高い物貨を施与していたことは確かである。例えば、*Poñ Vijrabheda* は、¹³¹⁾ *Mañçiva* 神に対して生産活動に必要な *ghoda・kantai・ame* (いずれも奴隷) 48人および7カ所の *sre* (田地), 家畜が *krapī dneṃ* (つがいの水牛) 10組, 園樹が *toñ teṃ* (椰子) 10本, *slā teṃ* (檳榔樹) 400本など、多大の財貨を寄進している。また、数人が共同で寄進したものとして、¹³²⁾ 碑文の損壊のため *vrah* (神) の名前は不明であるが、*Mratāñ Caranta* は 3 *vā*・5 *ku* の *kñuṃ* (奴隷) たちを、*Poñ Adit* が 1 *pāda* の広さの *sre* (田地) を、¹³³⁾ *Poñ Sudeva* が 1 *pāda* の広さの *sre* 2カ所, *tmur* (牛) 20頭, 1カ所の *kralā* (脱穀場?), *toñ teṃ* (椰子) 10本などを捧げている。この碑文は、その数量・規模

128) G. Coedès 氏は「カンボジアの碑文では、*āçrama* の語句はとても漠然とした意味を持っているようであり、しばしば僧院もしくは庵以外のものを指すこともある」と述べている：Coedès, G. 1911. “Études Cambodgiennes IV—Des édicules appelés «bibliothèque» *BEFEO*, Tom. XI, p. 406.

129) K.483 XXVI 節 *IC* vol. I, pp. 253, 255.

130) K.557,600 Nord (1-2)行 *IC* vol. II, pp. 21-23.

131) K.560 1-12行 *IC* vol. II, pp. 37, 38.

132) K.73 1-13行 *IC* vol. VI, p. 37.

133) 「*pāda*」は梵語で「足・物の4分の1」の意味であるが、古クメール語の「*jen*」と同じ意味であり、*sre* の数量を示すのに使用された：*IC* vol. VI, p. 37 n. 2.

などにおいて納得できるが、V. K. A. Çri Çivapāda 神に献ぜられた中に、¹³⁴⁾ roddhoḥ (二輪荷車), dvak (小舟), damrin (園地), karom (低地), rlaṃ (崩れた田), sre (田地), thmur (池), stuk (沼) など多くの不動産があり、これはそれらが実際にある広大な土地そのものが神に寄進されたことになるだろう。

神の場には、聖職者以外に kñuṃ (奴隷) がいて、各種の労役に就いており、彼らの記録を通じて境内の生活や宗教活動を知ることができる。kñuṃ は身体・人格が所有者によって占有された身分であり、売買・寄進・交換の対象となる物的側面をもった人で、¹³⁵⁾ 碑文には、[paṃre ta vraḥ (神への奉仕者)], ¹³⁶⁾ [ge kñuṃ vraḥ (神の kñuṃ の人たち)], ¹³⁷⁾ [nak paṃre kamluṃ vraḥ (寺院のための奉仕者たち)]¹³⁸⁾ などと載っている。さらにはっきりしている表記は、これら kñuṃ (奴隷) には主として vā (男)・ku (女) の titre が付いており、寄進財貨の一つとして神に献供された人たちである。kñuṃ (奴隷) が就いている神の場の職種に関して、前述の Aṅkor Bórēi の碑文では、¹³⁹⁾

[ramam (踊り手) 7人, camreṇ (歌手) 11人, viṇa (ギター)・kañjaṇ (弦楽器)・lāhv (楽器) の tmiṇ (奏者) 4人 [いずれも女性], 神の境内で働く cam-uk [意味不明] の va 22人, [57人の] 田の kñuṃ]

とあり、続いて tmur (牛) 100頭, krapī (水牛) 20頭, 6カ所の sre (田) 38 sanre¹⁴⁰⁾ のことが書かれている。この名称不詳の神の場では、祭儀が kñuṃ の踊り手・歌手・器楽奏者の参加をえて執り行なわれ、境内の清掃・お供え・食事の世話などの家事労働をしていた kñuṃ がいた。それに耕作に従事する田の kñuṃ がいた。家畜・田地の記録もあり、āçrama の場の宗務と生活状況およびその経済背景などを物語っている。

神・āçrama の場にもその規模に応じて大小があったようである。大きい神の場においては、kñuṃ の職種がさらに細分化している。Çitikanṭheçvara (Çiva) 神のために名称不詳の sruk と Drado の sruk の2カ所の sruk (村) が付置されていた。¹⁴¹⁾ この神・āçrama 場は、記載の様式および kñuṃ の就業職種から推定して、寺院と両 sruk より成り立っていたことが判明する。つまり、寺院の宗務補助に61人の kñuṃ、そして、寺院へ必要品を供給する名称不明の sruk に44人、Drado の sruk に30人の kñuṃ が配置され、総勢が135人とかなりの kñuṃ がいた。それに kñuṃ の子供たちがいた。

134) K.341 Nord (8-10) 行 IC vol. VI, pp. 25, 26.

135) 石沢良昭, 前掲書 (Kñuṃ 論文) pp. 41-62.

136) K.561 34行 IC vol. II pp. 41, 43.

137) K.811 6行 IC vol. VI, p. 63.

138) K.134 17行 IC vol. II, pp. 93, 94.

139) K.557, 600 Est 1-3 IC vol. II, pp. 22, 23.

140) 「sare」・「sanre」の意味は sre (稲田) から派生した田地の広さの単位であるが、具体的な数量は不明: K.424 n. 2: IC vol. II, p. 74.

141) K.155 I(1-21), II(1-32)行 IC vol. V, pp. 65-68.

寺院の宗務補助を専門職とする *kñum*

pedānātaka rpam (踊り手),¹⁴²⁾ *caṃreñ* (歌手), *gandharvva* (楽士), *pamas* (香をすりつぶす人),¹⁴³⁾ *mahānasa ta vraḥ* (神の料理人), *mahānasa paṃnos* (僧の料理人), *caṃdak paṃnos* (僧の *caṃdak* [意味不明]), *Vari*, *Pile*, *Caṭṭra*, *Sandil* [いずれも意味不明]

名称不明の *sruk* (村) の *kñum*

kñum taṃve sre (田を耕す *kñum*) : *aṃraḥ* (*kñum* 長)・*dnuk* (番人?),¹⁴⁴⁾ *canlek* (衣服)・*ṣātti* (僧衣) と *pnañ panāñ varṣā paṃnos* (僧の雨季の被い [ををする]) *tmāñ* (織婦), *rañhvai* (紡ぎ女), *cmaṃ daṃriñ* (園地の番人), *gvāl* (家畜番人)

Drado の *sruk* (村) の *kñum*

kñum taṃve sre (田を耕す *kñum*) : *aṃraḥ* ^a*nak* (人々の長)・*dnuk* (番人), *tmāñ ṣānti varṣā paṃnos* (僧の雨季の衣の被いをする織婦), *rañhvai* (紡ぎ女), *cmaṃ daṃriñ* (園地の番人)

この寺院には、祭儀の神秘と霊験を演出する専属の歌舞女・楽士がいた。それに香をすりつぶす *kñum*, お供えや僧の食事を準備する *kñum* がいた。日常の宗教活動が *paṃnos* (僧) およびこうした多数の祭礼補助の *kñum* たちによって営まれていたことが明らかになる。そして、2カ所の *sruk* が寺院の活動を支障なく行なえるように必要な物貨を供していた。食糧の確保のために両 *sruk* あわせて20カ所の田地を耕し、家畜の番人や田の番人もいた。織婦や紡ぎ女もいて、僧の衣の被いなど諸作業に就いていた。この神の場は、寺院を中心とした社会・経済的な自給自足体制をもち、信仰実践の場の様子が容易に推察できる。*kñum* の人数を基準にして見ると、¹⁴⁵⁾ 数人の *kñum* しかいない小 *āṣrama* もあり、上記の区域は当時としては大きな神の場であった。こうした神の場は、*ājñā vraḥ* (王の命令) によって *pura* の長などの管轄から引き離されており、それ故に *dron vraḥ* (神の区域) という一種の自治的な場が、経済的な自給自足を背景に形成しやすかったのであろう。

paṃnos (僧) は施主から多大の諸貨を受領したが、そこには寄進という形式を踏んで物貨の権利・帰属関係の変更があったことを忘れてはならない。このように神に帰属する財貨のことは、*Vāt Prei Svà* の碑文の中で、¹⁴⁶⁾ 「*dravya vraḥ kamratāñ añ āy vraḥ pāñjī ptā*」¹⁴⁷⁾

142) 「*nātaka*」は「芸人」および「*rpam*」は「踊り」の意味であるが、「*pedā*」の意味は不明：K.155 n. 5: *IC* vol. V p. 67.

143) K.809 n. 2 *IC* vol. I, p. 46.

144) 「*duk*」の意味が「守る；揃える」であって、これから派生したと思われる。K.155 n. 2: *IC* vol. V, p. 68.

145) 石沢良昭、前掲書 (Kñum 論文) 付表 *Préangkor* 期の *Kñum* pp. 60–62.

146) K.41 2–3行 *IC* vol. VI pp. 32, 33.

147) 「*pāñjī ptā*」は *Tûol Rolom Tim* の碑文 (K.233 *JA*, Tom. CCXLII p. 58) に「*pāñjī ptā*」と載っているだけで、それ以外の碑文には見当たらない。Au Chhieng 氏はこの意味を “dans le registre de prêtres sur gage” と訳出している： *IC* vol. VI, p. 33 n. 1.

〔寺院に〕ある財産目録〔に記されているところ〕の神の財貨〕と述べられている。この神には独自の領域があったと同じく、¹⁴⁸⁾ 神の財貨があったことになる。詳しくは *Prāḥ Kūhā Lūoñ* の碑文にそうした神の財貨 (*bhūti* : 古クメール語, *dhana* : 梵語) の記載がある。¹⁴⁹⁾ 古クメール語文には一部梵語が混用しているが, *JayavarmanI* の命令をもって *Cnar* にある *Çri Utpanneçvara* 神の *dāsa* (奴隷), *go* (牛), *mahiṣa* (水牛), *kṣetra* (田), *ārāma* (園地), その区域などを列挙したのち,

「*vnam* (小山), *vrai* (森), *vnur* (丘), *camnoṃ tmur* (牛のための囲い), 川 (*cdiñ*), *nak* (奴隷たち) など〔の財貨〕を, 王の命令は *Cnar* に在る *Çri Utpanneçvara* 神へすべて *prasiddha* (専有) となし,〔専有財産を〕*Çreṣṭhāçrama* に *smaṃ* (併せ),〔王もしくは王の命令によって〕*Dhanvipura* に *vom sam* (併せなかった) これらの *jmon bhūti* (与えられた財貨) をも〔*Çreṣṭhāçrama* に〕引き渡した。」

と述べている。王の命令が *Utpanneçvara* 神への寄進者名およびその区域・財貨を明確にしたあと, それらがこの神のためだけに使用される専有財産であると告示した。結局はその神が安置されている神の場にあるほかの財貨と併されて使われる訳であるが, *pura* の財貨にならなかった家産〔上記の寄進リストに挙げられているもの〕は *āçrama* に引き渡したという内容である。つまり, 王の命令によって特別の財貨として認められた *āçrama* の財貨は, *pura* の一般の諸貨と区別されていたことになる。神の場には, いくつもの神が併祀してあった事実を前に述べたが, その場合, それぞれの神に宛てて財貨の施与があれば, 神々はそれらと同じ神の場にあるほかの財貨と併せて使用していたのであった。神の場における神々の家産は, 互いに共用・融通し合っていたようである。

このように神・*āçrama* に帰属する諸貨は, 実際に誰の手によって管理・運用されていたのであろうか。前述の *Praḥ Kūhā Lūoñ* の碑文の梵語文には, *tāpasa* (僧) がその任務を執り行なっていたと書いてある。¹⁵⁰⁾

「*kṣetra* (田), *go* (牛), *mahiṣa* (水牛), *ārāma* (園地), *bhṛtya* (= *dāsa* 奴隷) など全部の *dhana* (財) は, 特定の *puruṣa* (人たち) のものではなく, *tāpasā* (苦行僧たち) がそれらを *pātya* (有する) 人である。」

つまり, *Utpanneçvara* 神へ寄進された諸貨は, 実のところ *tāpasā* (僧) たちが運用しているのであって, それ以外の人が入介入することを禁じ, そのことを *ājñā* (王の命令) によって確認したのであった。それは神の場の内部の責任の所在を明確にすると同時に, 神の財貨が世俗のそれと異なり, 俗人が手を触れることのできない特別の財であって, 聖・俗の財貨におけ

148) K.137 3-4行 *IC* vol. II, pp. 116-117.

149) K.44 B (2-4) 行 *IC* vol. II, pp. 11-12.

150) K.44 A (IV-V) 節 *IC* vol. II, pp. 11-12.

る区別を強調している。続けて同碑文は、これら *dravya* (神の財貨) を *hṛi* (奪う) 者は誰でも地獄へ落ちるだろうと、呪詛をもって結んでいる。次に *Hañ Čei* の碑文では,¹⁵¹⁾ *Ugra-pura* の長が *Bhadreçvara* (*liṅga*) 神を創建した時、その神に捧げた財貨について記し、*devayājaka* (神の供儀者) が寺院の責任者であるとしている。

「*devadravya* (神の財貨) と同じく、何の例外もなく、*dāsa* (奴隷), *go* (牛), *kṣetra* (田), 金などそのほかの財貨が〔神に〕(充てられる)。ここでは、*devayājaka* (神の供儀者) たちが *pramaṇa* (権限) を持つ唯一の人たちだ。」

とあり、*devayājaka* (神の供儀者=僧) は、上記のような神の家産を運用する *pramaṇa* (権限) を持った人である。また、D56の碑文には,¹⁵²⁾ 「〔神の〕*kaṃluñ kuḍya* (境内) は *V. K. Vravok* 神の *paṃnos ta pjuḥ* (*pjuḥ* [意味不明] の僧) の *āyakta* (= *āyatta* 権限)¹⁵³⁾ 下にある。」と書かれていて、*dron vrah* (神の区域) では *paṃnos* (僧) がすべての *āyatta* (権限) を握り、采配をふるっていた。*paṃnos* (僧) の権限の一端を示す例として,¹⁵⁴⁾ 「神の *kñuṃ* (奴隷) の仕事の順番を保証する *paṃjuḥ* [意味不明] の *paṃnos* (僧)」のことが述べられている。*paṃnos*・*tāpasa*・*devayājaka* たちは、神の代人として功德と来世の平安を願う人から寄進財貨を受領し、それを寺院の維持のために活用し、そうした神の区域 (*dron vrah*) 内における諸権限 (*pramaṇa*・*āyatta*・*āyakta*) を掌中にしていた。

神の代人 *paṃnos* (僧) のうち、誰がその決定をするのか、寺院における *pramaṇa*・*āyatta* (権限) の内実を探ってみる。*Prāsāt Nāk Buos* の碑文では,¹⁵⁵⁾ *kñuṃ* (奴隷) など16種の物質が *Çivapāda* 神に献供されているが、

「それらすべて〔の財貨〕は、いつも神の *thve pūjā* (祭儀を執り行なう) *paṃnvās ʼcas* (老僧) たちに任されている。」

と述べて、数多い *paṃnos* の中で、*paṃnvās ʼcas* (老僧) がこうした領域・財貨の *pramaṇa*・*āyatta* (権限) を持った人である。同碑文の別面 (*piédroit sud*) には,¹⁵⁶⁾ 王の命令が神のためになすべき諸問題について「*paṃnvās kulapati* (高僧)」に宛てに書かれており,¹⁵⁷⁾ その人は神の場のすべてを司る責任者の僧である。*āçrama* の場では、*paṃnvās ʼcas* (老僧)・*paṃnvās kulapati* (高僧) が一般の *paṃnos* (僧) よりも上位にあって、区域および財貨に関

151) K.81 A 33節 *ISCC* (I) pp. 15, 19.

152) K.728 2-3行 *IC* vol. V, pp. 83, 84.

153) K.153 *IC* vol. V, p. 197 n. 1 ; K.728 *IC* vol. V, p. 83 n. 3 ; 「*āyatta* (古クメール語文ではしばしば *āyatva*・*Préangkor* 期: *āyakta*)」は、一般に「〜に依存する・根拠を置く・意のままに」の意味であるが、カンボジア碑文では「〜の権威の下に属する」という法律語の意味になる。: *Bhattacharya, K. "Le vocabulaire,"* pp. 12, 33.

154) K.127 10-11行 *IC* vol. II, pp. 89, 90.

155) K.341 (Tour L) Nord 9-10行 *IC* vol. VI, pp. 25, 26.

156) K.341 (Tour L) Sud 4-9行 *IC* vol. VI, pp. 25, 25.

157) K.153 *IC* vol. V, p. 197 n. 1.

する諸権限を掌中におさめており、神の場の内部における権力構造が明らかになる。確かに、神の区域・財貨に対する *paṃnos* (僧) の厳しい考え方は、純宗教的な立場からだけ考えるのではなく、世俗の富裕や王の命令に対応する寺院側の現実的な損益・利害の点から判断するほうが正しいかもしれないが、史料の制限もあり、これ以上の言及は避けたい。

碑文が寺院・宗教関係に偏重した特異な内容であるために、Angkor 史を扱う場合、そうした史料上の不均衡性を避けることができない。まとめるならば、神の区域 (*droṇ vraḥ*) には *paṃnos* など宗教者が居住し、彼らは名前やタイトルを保持しないところから、当時の社会における彼らの特別な存在が推察できる。神の区域の規模は大小様々であり、*paṃnos* たちは寄進者からの多大な施与財貨によって運営し、そこにおける権限 (*pramaṇa*) を握っていた。この神の場は *pura* と一体的でありながらも、「宗教」という特殊なものを扱う意味で自治的な場になっていたようであり、施与財貨によって自給自足的な場を形成していたと思われる。

王は、碑文に命令を添記してこれら神の区域・家産を、ほかのそれらと区別するよう求めており、それは具体的にはそこを *pura* の長の管轄外におくことであったと思われる。つまり、神の場の特殊な立場が認められたことは、王権の内実の一端を示しているといえよう。